

特報1	スマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害に対する タイ王国における国際消防救助隊(IRT-JF)の活動概要	4
特報2	消防力の整備指針に関する調査検討会報告書の概要	6
特報3	世界消防庁長官会議及び 国際消防シンポジウムの開催結果	9
特報4	消防団員の活動環境整備の在り方(概要)	11
特報5	独立行政法人消防研究所の見直し	13
特報6	平成17年春季全国火災予防運動	14

平成17年3月号 No.408

## 巻頭言 消大は変わるか

### TOPICS

第51回文化財防火デーの実施	16
2004年度日韓消防行政セミナーの開催	17
平成17年度消防庁広報テーマ	18
自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた応急手当講習会の推進	19
三宅島帰島始まる	20
平成16年度住宅防火対策優良推進組織等表彰	21
第9回防災まちづくり大賞表彰式	22

### Report

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の概要	23
--	----

### 緊急消防援助隊情報

平成16年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施	24
平成16年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練の実施	25

### 消防通信～北から南から

福島県 会津若松地方広域市町村圏整備組合 - 人・自然・歴史の交流地 あいづ -	26
--	----

### 消防通信～望楼

北見地区消防組合消防本部(北海道)/朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部(埼玉県)	27
松本広域消防局(長野県)/西和消防組合消防本部(奈良県)	

### 広報資料(4月分)

防火対象物の定期点検報告をしてください!	28
平成17年4月から防火管理再講習がはじまります!!	29

### INFORMATION

独立行政法人消防研究所一般公開	30
1月の主な通知	31
広報テーマ(3・4月分)	31



表紙  
「タイでの国際消防援助隊(IRT)の活動」  
(写真提供:東京消防庁)

# 消大は変わるか



消防庁消防大学校長 佐野 忠史

消防大学校がその前身である消防講習所から大学校に昇格したのは昭和34年のことである。したがってそろそろ消大は半世紀の歴史を閲することになる。この間、消大の卒業生は本科、専科、消防団長科等あわせて約2万6千人にのぼっており、幹部消防職員の養成や自治体消防の枠を越えた消防戦術の統一等に大きな役割を果たしてきた。

全国には約900の消防本部、15万5千人の消防職員、さらには約3,500の消防団と92万人の消防団員が存在する。しかしながら、こうした数字と比較して、現在の消大の毎年800人程度の卒業生という数字は、社会・経済情勢の変化や科学技術のめざましい進歩により、幹部職員への再教育や専門教育の必要性が強く要請されている今日、率直に言って、物足りないと言わなければならないだろう。

実際、全国の消防長のうち消大卒業者の数を調べたところ、その数は全体の約4割にすぎなかった。しかもおそらく、消防長をはじめとする消防幹部職員に占める消大卒業生の割合は近い将来、団塊の世代が退職期を迎え、さらに低くなっていくのではと危惧される。

国民の消防への期待が高まる中、消防がこれに的確に答えていくためには消防職・団員の教育訓練は不可欠である。であればこそ消大の卒業生を大幅に増やしたいと思うのである。全国の志ある消防職・団員に消大で学ぶ機会をより広く提供したいと思う。消防職・団員の消防人生(ライフサイクル)の中に、消大での教育訓練をしっかりと位置付けたいと思うのである。

しかし、現在の消大キャンパス(寮の収容力等)を前提にして、果たしてそれが可能だろうか。

その可能性を開く一つの大きい手法として、消大教育へのe-ラーニングの導入を進めていきたいと考えている。現在、消大で行われている教育訓練の内、座学的なものは、インターネットを利用したe-ラーニングにつとめて移行させるとともに、あらかじめ、それぞれの所属で勉強し、消大では、演習や実技を中心とした教育訓練を実施することにより、消大への入校(入寮)期間を短縮しようというわけである。実は、こうした手法は、すでに一部の民間企業の研修では実施されており、研修施設の効率的な活用というだけでなく、研修効果という点でも大きな成果をあげているようである。

また、これとは別に消防職・団員のライフサイクルと教育訓練という観点から各県、各政令市の消防学校との協力・連携も、一層、進めていかなければならない。とりわけ数年後に始まる団塊の世代の退職に伴い、各消防学校では初任者教育のニーズが急増する。その結果、専科教育を適切に実施することが困難になるかもしれない。これを消大と消防学校とで連携し、どう回避するかは、当面、特に重要な課題だと思われる。

また、自治体の危機管理能力向上のため、消防職・団員だけでなく知事部局や市町村長部局の職員あるいは自主防災組織のリーダーなどにも広く消大の門戸を開放していきたい。さらには、消大に、大学校の名にふさわしい、よりアカデミックな環境、雰囲気醸成したいとも考えている。

実は、こうした消大の抱える様々な課題を検討するため、消防本部、消防学校の関係者や消防庁職員からなる検討会がすでに発足し、議論を始めている。委員長には、消防庁次長や消大教務部長を歴任し、消防行政に大きな実績を残された篠田伸夫全国市議会議長会事務総長にご就任をいただいた。5月頃には報告がまとまり、順次、実施に移されるはずである。

ご期待をいただきたいと思う。

# 消防の動き



平成17年  
3月号

No. 408

スマトラ沖大地震及びインド洋津波災害に対する  
タイ王国における国際消防救助隊(IRT-JF)の活動概要  
消防力の整備指針に関する調査検討会報告書の概要  
世界消防庁長官会議及び国際消防シンポジウムの開催結果  
消防団員の活動環境整備の在り方(概要)他



## スマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害に対する タイ王国における国際消防救助隊(IRT-JF)の活動概要

### 救急救助課

#### 1 スマトラ島沖地震発生～初動対応

平成16年12月26日 9時58分頃(現地時刻 7時58分頃)、インドネシア共和国スマトラ島西方沖のインド洋を震源地とするマグニチュード9.0(米国地質調査所調べ)の大規模な地震が発生しました。この地震で発生した津波により、震源地に近いインドネシアをはじめ、インド洋沿岸諸国において死者・行方不明者あわせて20万人を越える甚大な被害が発生しました。

消防庁では、地震発生当初から外務省ならびに独立行政法人国際協力機構(JICA)と連絡・協議を行い、12月27日にタイ王国政府から我が国に対して正式に援助要請があり、政府が国際緊急援助隊救助チームの派遣を決定したことを受け、12月28日18時40分、消防庁長官が国際消防救助隊の派遣を決定しました。

#### 2 成田空港から現地へ

国際消防救助隊の第1陣となる捜索救助隊13名(総務省消防庁1名、東京消防庁5名、大阪市消防局3名、千葉市消防局2名、相模原市消防本部1名、川越地区消防組合消防本部1名)は12月29日早朝、成田空港に集合、国際緊急援助隊救助チームとなる他のメンバー36名(外務省、JICA、警察庁、海上保安庁等)と合流し、10時45分に被災地プーケットに向けて出発。さらに同日17時15分にはヘリコプター部隊の先遣隊(東京消防庁5名)が成田空港を出発しました。

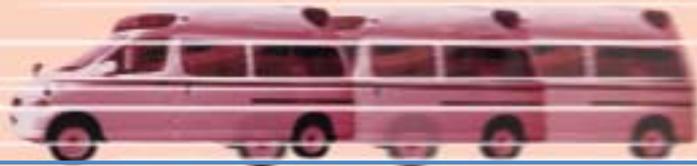
12月31日10時53分には、ヘリコプター部隊本隊となる24名(総務省消防庁1名、東京消防庁11名、大阪市消防局12名)が被災地へ向けて成田空港を出発、1月1日深夜には大型輸送機アントノフに積載された消防防災ヘリコプター2機(東京消防庁「ちどり」、大阪市消防局「なにわ」)が被災地へと飛び立ちました。



大型輸送機アントノフに積み込まれる消防防災ヘリコプター



被災地での捜索救助活動



### 3 現地での活動

被災地入りした捜索救助隊は、12月30日に活動を開始し、タクアパー郡バーナムケム村やピピ島を中心に捜索救助活動を展開しました。

連日30 を超える猛暑のなか、救助チームの活動は困難を極めましたが、ピピ島では邦人2名のご遺体を発見し、ご家族のもとへお届けすることが出来ました。

一方、1月2日にプーケット空港に到着した2機の消防防災ヘリコプターは、上空からの被害調査や孤立集落や離島への医師・医薬品の搬送、食糧・飲料水や発電機・浄水器等の生活関連物資の搬送等、精力的な救援活動を展開し、現地での飛行回数・飛行時間は延べ58回68時間にも及びました。

1月7日からは捜索技術・救援活動の専門家チーム4名(総務省消防庁1名、東京消防庁2名、横浜市消防局1名)がプーケットに入り、自然災害研修予防対策センターにおいて、現地で災害予防の任務に当たっている内務省職員に対する検索救助技術指導を実施し、研修修了時には検索救助資機材の供与を行ったほか、タイ国防省、海軍関係者、学生等約1,000人を対象にした津波対策に関する講演会を実施するなど、現地の捜索救助技術の向上はもとより防災意識の普及啓発にも寄与してきたところです。



専門家チームによる検索救助技術指導(写真提供:東京消防庁)

### 4 帰国

タイ王国での任務を終えた国際消防救助隊46名は、平成17年1月20日、ヘリコプター部隊と専門家チームが帰国したことにより全隊員が無事に帰国しました。同日、総務省において解隊式が行われ、田中英夫国際消防救助隊長(東京消防庁)から林 省吾消防庁長官へ国際消防救助隊旗が返還されました。

現地ではいまだ災害の爪痕が残り、これから復興が始まるところですが、今回の国際消防救助隊の活動が被災地住民の心の支えとなり、再建・復興の一助になれば幸いです。



消防防災ヘリコプターによる支援物資搬送活動(写真提供:東京消防庁)



解隊式にて国際消防救助隊旗を受領する林 省吾消防庁長官



# 消防力の整備指針に関する調査検討会報告書の概要

消防課

平成15年10月、消防庁に有識者及び実務者による「消防力の整備指針に関する調査検討会」及び「同幹事会」が設置され、今後の消防責任を担う市町村のあるべき消防力の水準について、必要な検討（検討会7回及び幹事会10回）を行い、新しい整備指針の方向性と具体的内容を示すとともに、今後とも引き続き検討を深めていく必要のある消防の課題を整理して、報告をとりまとめた。

消防庁では、この報告書を受け、平成16年度中に告示を改正する予定である。

## 1 基本的な考え方

### (1) 見直しの必要性について

昨今、消防に対する警防、予防、救急、救助の各分野における国民のニーズは増大しており、さらに、我が国が直面する大規模な地震等の自然災害やテロ災害、武力攻撃災害等、新たな事象に対応するための体制整備が強く求められている。

こうした中、今後の市町村の消防行政においては、地方行財政に係る厳しい社会情勢の中で、今後発生しうる多様な消防需要に的確に対応することを目標として、あらためて消防体制の総点検をした上で、必要な人員及び施設を適切に配置していく必要がある。

本検討会では、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、各分野における消防力の充実強化、さらには他の部署や関係機関との連携を視野に入れた防災・危機管理の観点を加味し、今後の我が国の消防力が全体として着実に整備されるよう、総合的・網羅的な検討を行った。

### (2) 指針としての位置付けの明確化

市町村が消防力の整備を進める上での整備目標としての性格を明確にし、市町村の十分な活用を促すため、告示の名称を「消防力の整備指針」に改める。

また、国民の安全に直接関わる行政分野については、国が十分にその役割を果たすべきという観点を踏まえ、国が「消防力の整備指針」において、各市町村が取り組むべき「安全」の確保に関し、基本的な考えとその具体的

要求の基準や内容について、明確に示すことが求められる。

## 2 主な具体的な内容

### (1) 「消防力の整備指針」の理念

市町村の消防力の整備に関する項目ごとの統一的な考え方を明確にするために、その理念を明示的に盛り込む。

総合性の発揮  
 複雑化・多様化・高度化する災害への対応  
 地域の防災力を高めるための連携  
 大規模災害時等における広域的な対応

### (2) 消防職員に必要とされる職務能力

#### 警防・予防・救急・救助要員に求められる職務能力

消防職員に必要とされる職務能力を、「警防要員」、「予防要員」、「救急要員」及び「救助要員」の各分野別に明確にするとともに、幅広い経験を得ることにより、より高い水準を確保していく必要性を明記する。

#### 消防長が備えるべき資質

消防長が備えるべき資質として、「一定期間の消防業務の従事経験又は教育訓練の受講の必要性」及び「防災業務等行政全体にわたる幅広い見識の必要性」について明記する。

### (3) 警防業務

#### 指揮隊及び指揮車の配置の基準

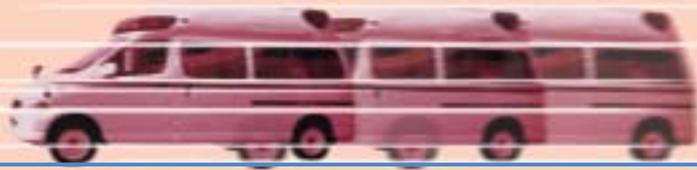
災害現場における複数の消防隊等の円滑で効果的な警防活動の遂行と安全管理を徹底するため、指揮車を消防署ごとに配置することとし、専ら指揮活動を行う隊員の数を3人以上とする。

#### 消防ポンプ自動車等の搭乗隊員数の基準

「消防ポンプ自動車、化学消防車」及び「はしご消防自動車等」について、一定の性能に関する条件を満たす場合、搭乗隊員を5人から4人に減じることができることとする。

#### 火災・救急出動の頻度の少ない消防署所における消防ポンプ自動車等及び救急自動車の搭乗隊員の兼務の基準

火災・救急出動の頻度の少ない消防署所において、救急出動中に当該管轄地域で同時に火災が発生する確率が



おおむね2年に1回以下等の条件を満たす場合、消防ポンプ自動車等及び救急自動車の搭乗隊員の兼務を認めることとする。

## 通信員の基準

消防本部において、専ら通信指令管制業務を担当する通信員の総数は、概ね人口10万人ごとに5人とし、消防署には、常時1人以上の通信員を配置する。

## (4) 予防業務

### 業務の高度化・複雑化等に対応した予防要員数の基準

予防事務に要する人員の算定指標を、人口から防火対象物数に見直すとともに、人口10万人の標準団体における同人員数を、従来の12人相当から15人相当（専任要員は12人相当・交替制勤務の兼務要員は3人相当）と算定する。

危険物事務に要する人員の算定指標は、危険物施設を危険性及び技術基準の構成の複雑さ等を考慮した4つの段階に分類し、その事務量に基づく補正係数（1.8～0.7）を設定し、その係数に基づき算定された数値の合計を150で除して得た数を同人員数とする。

また、全国統一的な試験制度に基づく予防要員の資格制度（予防技術資格者）を創設し、予防業務担当係には、資格者を1人以上配置するものとする。

## (5) 救急業務

### 都市部の消防署所における消防ポンプ自動車及び救急自動車の搭乗隊員の兼務の基準

都市部における救急需要の急速な増加に対応するため、都市部の消防署所において、兼務を行う消防署所の管轄区域における火災対応について、隣接する消防署所の消防ポンプ自動車が出動から6.5分以内に放水開始することが可能で、現状の消火に係る消防力を補完することができること等の条件を満たす場合、消防ポンプ自動車及び救急自動車の搭乗隊員の兼務を認めることとする。

### 救急自動車の搭乗隊員数の基準

転院搬送において、当該転院搬送に係る医療機関に属する医師、看護師、准看護師又は救急救命士のうち1人が同乗する場合、救急自動車の搭乗隊員を3人から2人に減じることができることとする。

## (6) 防災・危機管理分野

### NBC災害対応資機材の配置基準

人口分布や重要施設の立地等を勘案し、NBC災害対応資機材を配置することとする。

### 同報系の市町村防災行政無線の設置基準

市町村は同報系の市町村防災行政無線を整備するものとする。

### 消防庁舎の耐震化等の基準

消防本部等の庁舎は、耐震化、風水害への対応及び非常用電源を整備するものとする。

### 消防本部と消防団との通信設備の整備基準

災害活動中の消防団と管轄の消防本部が直接に無線等で交信できるよう、消防本部と消防団との間の通信装置を設置するものとする。

## (7) 消防団

### 消防団の行う業務の基準

消防団の行う業務として、新たに「武力攻撃災害等における国民の保護に関する業務」を追加する。

### 消防団員数の基準

「通常の火災に対応するために必要な団員数」と「大規模災害や武力攻撃災害等に対応するために必要な団員数」について、数値指標を示すとともに、「地域固有の事情に起因する特別の災害対策に必要な団員数」として考慮すべき地域特性を示すものとする。

## 3 消防力の整備に係る諸課題への対応

### (1) 消防行政における民間事業者の活用

消防行政における民間事業者の活用については、今後の消防需要の高度化・専門化等に適切に対応するため、消防力の維持・確保に支障を生じないことを前提に、その可能性を検討した。

#### 行政における民間事業者の活用の基本的考え方

民間事業者の活用に係る検討に当たっては、行政による一定の限定や監督を行うことにより、必要な程度の公正性・中立性や継続安定性が確保できるかどうか詳細な検討が必要である。

#### 消防行政における民間事業者の活用

消防職員は、警防・予防・救急・救助の各業務の一部のみを切り離すことは困難な場合が多いが、何らかの担保手段を確保することにより、実質的に行政機関及び公務員による執行と同一視できるならば、民間事業者の活用が可能であるものも一部存在し、今後の検討課題と考えられる。

### (2) 救急需要増加への対応

救急需要は、都市部における増加が高い傾向にあり、



全国的にも、年間平均出動件数が10年間で1.5倍に増えている。

厳しい財政事情等により、救急自動車や人員等の体制整備を図ることは困難であるが、今後も高齢化の進展等により、救急需要が増加し続けることも予想されるため、以下の項目について検討を行う必要がある。

### 救急自動車の適正利用に係る周知啓発活動の推進

### 救急要請時や救急現場におけるトリアージシステムの確立

傷病者の重傷度・緊急度の判断基準を設け、消防機関により対応すべき事案か、民間事業者その他の機関で対応できる事案か等の判断をするトリアージシステムを確立する。

### 一定の出動業務や患者等の搬送業務への民間活用等

消防機関が現在行っている一定の出動・搬送については、民間事業者の活用等を今後行っていく。

### 救急事案の発生防止策（予防救急）

救急事案の分析を行い、住民への未然防止の呼びかけ、建築物の構造・設備の改善等を図ることにより、救急事案の発生しにくい地域・社会環境を整備する。



### 消防力の整備指針に関する調査検討会 構成員

（敬称略：五十音順）

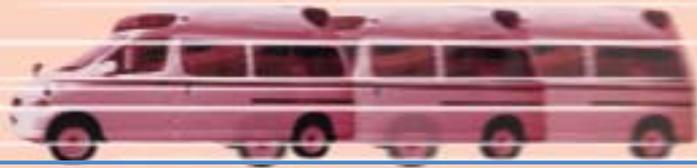
座長	成田 頼明	日本エネルギー法研究所 理事長 横浜国立大学 名誉教授
委員	青木 國太郎	日の出町長
委員	井上 雅實	日本消防協会副会長（福岡市博多消防団 団長）
委員	岩下 智親	東京海上日動火災保険株式会社 専務取締役
委員	岡村 幸四郎	川口市長
委員	小嶋 富男	日本放送協会 気象災害センター長
委員	櫻井 敬子	学習院大学 法学部教授
委員	鈴木 雅近	静岡県副知事
委員	田村 昌三	横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 客員教授
委員	白谷 祐二	全国消防長会 会長（東京消防庁 消防總監）
委員	山本 保博	日本医科大学 救急医学教室 主任教授 日本医科大学付属病院 高度救命救急センター部長

### 同幹事会 構成員

（敬称略：五十音順）

幹事長	斎藤 誠	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
幹事	赤坂 勝雄 （森 正志）	仙台市消防局 警防部長
幹事	伊藤 道雄 （三浦孝一）	京都市消防局 総務部長
幹事	大北 雅史	大阪市消防局 警防部長
幹事	澤木 健夫	神戸市行財政局 行政部長
幹事	関沢 愛	東京大学大学院 工学系研究科 教授 独立行政法人 消防研究所 上席研究官
幹事	田中 勝	相模原市消防団 団長
幹事	永津 美裕	北九州市立大学 事務局長
幹事	能瀬 俊明	千葉市消防局 予防部長
幹事	野田由美子	PWCアドバイザー株式会社 民営化部門統括パートナー（共同経営者）
幹事	水崎 保男	東京消防庁 総務部長
幹事	山本 保博	日本医科大学 救急医学教室 主任教授 日本医科大学付属病院 高度救命救急センター部長

\*（ ）内は前任者



# 世界消防庁長官会議及び国際消防シンポジウム開催結果

防災課

## <開催の趣旨>

阪神・淡路大震災10周年を期して、また、インド洋津波被害という世界的な大災害を背景として世界の消防庁の長官等を招聘し、大規模災害時等における国家消防の役割等についての意見交換や各国消防庁間の今後の協力体制や将来展望を宣言すること等を目的に、初の試みとして「世界消防庁長官会議」を開催した。

また、世界消防庁長官会議に引き続き、各国の消防の課題、今後の方向性について意見交換を行う「国際消防シンポジウム」を開催した。

なお、第2回の「世界消防庁長官会議」は韓国で開催されることになった。

- ・フィリピン共和国 内務自治省消防局長  
(ロヘリオ・アシグナド)
  - ・大韓民国 消防防災庁次長  
(チャンソン・パク)
  - ・シンガポール共和国 民間防衛隊運用課長  
(ウィー・テック・エリック・ヤップ)
  - ・英国 副首相府国民保護局長  
(アラン・エバンス)
  - ・アメリカ合衆国 防災脅威軽減局プログラムマネジャー  
(ロナルド・メリス)
- (3) 共同宣言(案)の発表と背景の説明、意見交換  
(日本)

## <主な意見>

- ・インド洋津波被害など世界的に大規模な災害が発生している中で、国際的な情報交換や協力が重要となっている
  - ・今後、他の国にも呼びかけ、できるだけ参加国を広げていくべき
  - ・世界消防庁長官会議のホームページを作って各国の情報を共有すべき
  - ・長官同士のホットラインの開設、国際消防救助隊(IRT)の共同運用等について検討すべき
  - ・テロ対策、国民保護の取り組みにおいて、国際的な情報交換が重要
- (4) 共同宣言の採択、フリートーク

## <世界消防庁長官会議>

- 1 日 時 平成17年1月24日(月) 10:00~12:20
- 2 場 所 三田共用会議所 国際会議室  
(東京都港区三田2丁目1番8号)
- 3 参加国(10カ国)  
エジプト・アラブ共和国、フランス共和国、ホンジュラス共和国、モンゴル国、フィリピン共和国、大韓民国、シンガポール共和国、英国、アメリカ合衆国、日本国 (アメリカ合衆国はオブザーバー参加)
- 4 内 容
  - (1) 歓迎あいさつ(麻生太郎総務大臣)
  - (2) 各国代表紹介
    - ・エジプト・アラブ共和国 内務省次官・市民安全局長  
(イスカandal・マグディ・アヨブ)
    - ・フランス共和国 内務省市民安全局防災部長  
(パトリス・ルファーブル)
    - ・ホンジュラス共和国 国家消防局長  
(カルロス・コルデロ・スアレス)
    - ・モンゴル国 国家危機管理庁長官  
(ダッシュ・ブレッフ)

## <世界消防庁長官会議共同宣言>

エジプト・アラブ共和国、ホンジュラス共和国、モンゴル国、フィリピン共和国、大韓民国、シンガポール共和国、英国、日本国の消防防災当局の首脳は、各国の大規模災害対策、国民保護施策を踏まえた国家消防の役割について幅広く意見交換を行い、われわれが各国国民の生命と身体を守るため、共通の使命と目的を有していることを認識し、以下のことを議論した。

この崇高な使命を達成するために、各国が消防防災分野で多くの関心を共有することに留意し、大規模災害や国民保護施策において、各国が国家的な視



点で総合的な消防防災体制を構築していく必要性について確認し、各国消防防災当局間の相互理解と協力関係が、各国の消防防災施策の推進と災害の防止、災害からの被害軽減のために重要であることを認識し、次の通り合意するものとする。

1. われわれ国家消防防災当局は、これまでの消防防災交流の実績を踏まえ、人的交流をはじめ、さらなる交流を進め、相互の技術・知見の共有をより一層進めていくこととした。
2. そのために、各国の消防防災に関する情報を共有するための各国消防防災当局間のネットワークの構築を進めていくこととした。
3. また、緊急時における相互応援体制の確立に向け、各国の実情を考慮しながら、実効性のある仕組みづくりに向け取り組んでいくこととした。

2005年1月24日

大韓民国は、本国政府における調整後、了解が得られれば、第2回の世界消防庁長官会議を開催することとし、本国政府の公式決定を経て、このことを各国に通知することとする。

今後、将来の開催に向けより多くの国に参加を呼びかけていく。

フランスについては、会議の目指す方向については同意するが、手続きとして拘束力が強いと考えられる宣言への署名を控えたいという意見表明があり、フランスとオブザーバーの米国を除いた8カ国で署名。

(5) 閉会あいさつ

(6) 全体記者会見

## < 国際消防シンポジウム >

1 日 時 平成17年1月24日(月) 14:00~16:30

2 場 所 三田共用会議所 講堂  
(東京都港区三田2丁目1番8号)

3 内 容

(1) 開会あいさつ(松本 純 総務大臣政務官)

(2) 基調講演

(千葉科学大学学長・前消防研究所理事長 平野敏右氏)

## 演題「消防・防災担当機関のネットワークを構築して、安心できる世界の実現を」

< 講演の概要 >

- ・ 緊急時の国際相互援助、ネットワークの構築や意見交換の重要性
- ・ 国外に派遣される緊急援助隊が、派遣された地域の特性を十分に理解することの必要性
- ・ 地域や国の異なる消防等の部隊あるいは緊急援助隊との合同訓練の必要性
- ・ 災害出動時に緊密な協力ができるように相互の国で保有する技術を学びあうことの必要性
- ・ 消防・防災担当機関の国際的なネットワークの構築、情報交換、常時訓練の機会の付与の必要性

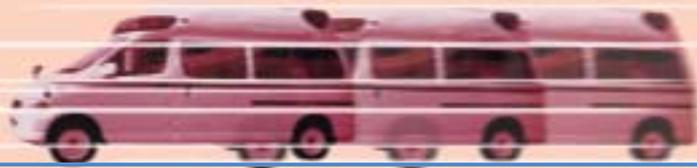
(3) 世界消防庁長官会議概要説明(林 省吾 消防庁長官)

(4) 各国プレゼンテーション

発表国	内 容
エジプト	・ 訓練コースや専門家との情報交換の必要性 ・ 他国との協力体制の必要性
フランス	・ 侵略、脅威、リスクにどう対応していくか ・ 初動対応時における緊急援助隊の有効性
ホンジュラス	・ 地震、津波、火山噴火等による被害について
モンゴル	・ 消防団的な活動と青少年への教育との連携 ・ 2003年の防災に関する法律の制定と防災セクションの明確化
フィリピン	・ 全省庁的な防災への取り組み
韓 国	・ 昨年6月に消防防災庁を設置し、緊急対応システムを確立 ・ 緊急対応マニュアルの作成 ・ 国境を越えた被害に係る国際協力の必要性
シンガポール	・ テロの脅威への対応
英 国	・ 消防、救急等の緊急サービスの強化
米 国	・ 被害予測システム「CATS」の概要
日 本	・ インド洋津波被害に係るIRTの活動

(5) 会場及び各国消防庁長官等との意見交換

(6) 閉会あいさつ



# 消防団員の活動環境整備の在り方(概要)

## 消防課

消防団は、地域防災体制の中核的存在として地域の安心・安全のため大きな役割を果たしており、地域住民から厚い信頼を寄せられております。しかし、近年の社会環境の変化等から、全国的に消防団員数が減少しており、地域防災力の低下が懸念されています。

そこで、消防庁では、地域防災体制の充実を図るためには、住民のさらに幅広い層から消防団に参加する人を確保することが必要と考え、平成16年7月から、「消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会」を開催してきました。同調査検討会において、地域住民・被雇用者・女性が参加しやすい活動環境の整備及び地域住民・事業所の消防団活動への理解促進について審議が進められ、さる1月に、検討、議論の成果を整理した報告が行われました。

消防庁では、報告の提言を踏まえて、消防団制度の多様化などによる地域住民が参加しやすい環境づくりの推進といった留意事項等について、各都道府県あてに通知しました。

### 報告の概要

## 1 消防団組織・制度の多様化

### 機能別団員(特定の活動にのみ参加する消防団員)

職務上の都合、体力的状況等で基本団員と同等の活動ができないことを前提に、入団時に参加する活動・役割を決めておく制度。報酬については、日額報酬や異なる年額報酬の設定など制度を柔軟に運用する。本制度の採用により、勤務条件が厳しいサラリーマンが災害活動や特定行事に限って参加したり、体力的に基本団員に及ばないが技術・知識では遜色のない消防団員OBなどが災害活動に限って参加することや住民指導に限って参加することが可能になる。

この制度では、一つの分団に制度の異なる基本団員と機能別団員が混在することになるので、採用時には消防団幹部の配慮と両団員の理解が重要である。

### 機能別分団(特定の活動、役割のみ実施する分団)

消防団に求められる役割の一つを重点的に実施する目的に特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属する消防団員は当該活動を実施する制度。報酬については前と同様に制度を柔軟に運用する。

本制度の採用により、大規模災害対応、火災予防対応など個別の内容を目的とした分団の設置や、事業所単位の分団の設置が容易になる。

この制度は、一つの消防団に複数の制度の分団が存置されることから、消防団の理解を得て導入することが重要である。

### 休団制度の導入

消防団員が長期出張、育児等で長期間、活動に参加することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度。この制度の採用により、消防団員が一定期間活動できない場合にも退団することなく、在団することができる。なお、休団中の大規模災害対応、休団期間の上限、処遇等については各消防団で検討し、別途規定する必要がある。

### 多彩な人材を採用・活用できる制度

市町村の条例上の消防団員採用要件として性別・年齢・居住地等を限定している例が見られるので、当該条例を見直し、幅広い層の住民が入団できる環境を整備する必要がある。また、消防団員の募集についても、年間を通じての募集・採用を実施し、地域住民が入団しやすい環境を整えることが望ましい。

## 2 被雇用者(サラリーマン)団員の活動環境の整備

### 消防団員相互の支援体制の促進

サラリーマン団員の勤務状況を把握し、消防団員雇用事業所との協議により災害対応に必要な消防団員が出場できる相互の支援体制を確立する必要がある。

### 消防団側の受入体制の整備

市町村は、必要に応じて消防団に機能別団員、機能別分団等を導入し、活動・役割を消防団に参加するサラリーマンや雇用する事業所が選択できる制度とすることが望ましい。

### 事業所との協調体制の確立

市町村は、消防団と事業所の連絡体制を確保し消防団の情報を提供するほか、事業所側の要望を把握して対応し、協調体制を確立することが必要である。



### 3 地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進

#### 防災体制に関する協議の場の設定

地域において、住民・事業所・自主防災組織等の消防団に対する理解を深め、協力を得るため、市町村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議をする場を設置し、普段からの互いの意見を出し合い、協力の範囲・方法を協議することが必要である。

#### 広報施策のさらなる展開

火災予防広報、防火診断など地域住民と接する活動を積極的に展開することが必要である。また、防

災訓練、操法大会等の各行事へ地域住民・消防団員家族が参加することが消防団の理解向上に有効である。

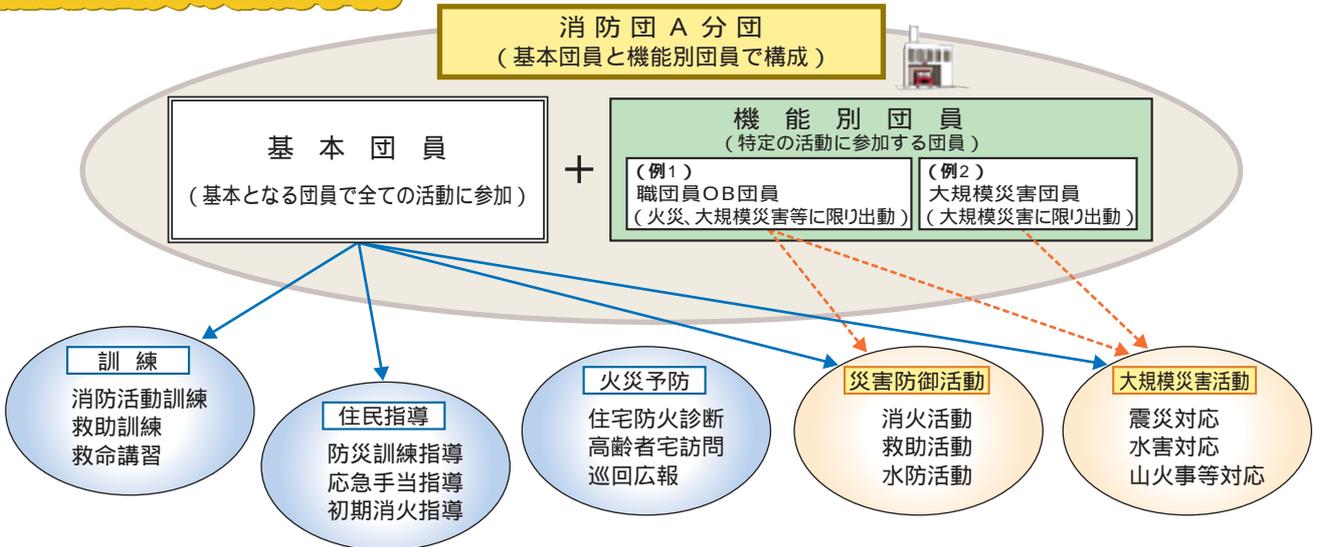
#### 地域の各防災組織との連携の強化

自主防災組織、婦人防火クラブ等、各地域組織とは、平素から消防団拠点施設や地域安心安全ステーション等を活用し連携を図ることが望ましい。

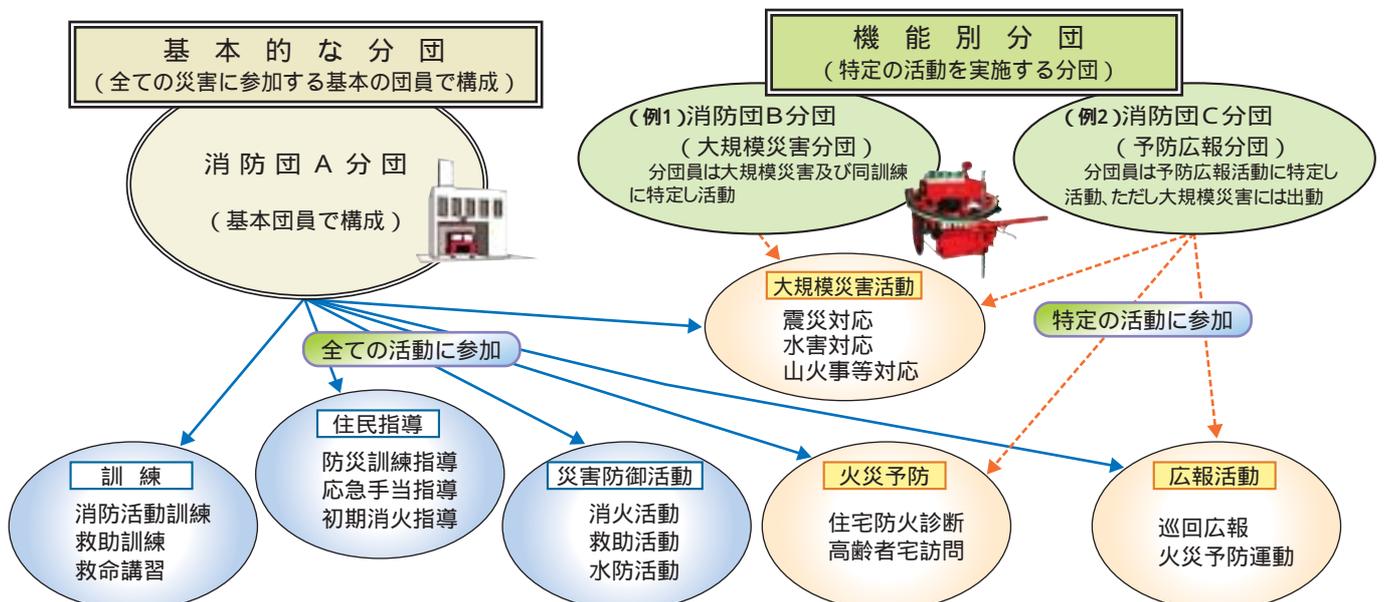
#### 住民意向調査の検討

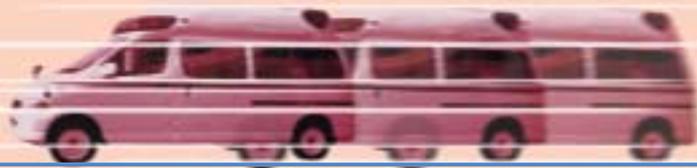
地域住民の消防団への理解を深め、意向を把握するため、各都道府県・市町村単位で住民の意向調査実施の検討が必要である。

### 機能別団員の活用事例



### 機能別分団の活用事例





# 独立行政法人消防研究所の見直し

予防課

独立行政法人消防研究所については、昨年12月に、国の危機管理体制の強化等の観点から、消防庁に統合する方針を決定したところでありますが、この見直しの基本的な考え方等は以下のとおりです。

## 1 消防研究所の見直しの基本的な考え方

- (1) 消防研究所の任務・機能は、国民の生命に直接関わる業務に従事していること、災害発生直後から初動し、消防庁と一体となって活動していること、消防法に基づき、行政権能の一部（火災原因調査、立入検査等）を行使していること、等から、大規模・特殊災害等への対応を考えた場合、国の危機管理体制の強化の観点から、国の危機管理組織の一つとして、消防庁とさらなる一体化を図るとともに、より一層機能・権限の充実強化を図る必要があると考えてきたところです。
- (2) 一方で、独立行政法人通則法や骨太方針2004等によって、消防研究所について、独立行政法人としての業務の必要性や組織のあり方について見直すこととされたことから、消防庁としては、この見直しの機会に、国の危機管理体制のさらなる強化に向けて、消防研究所を消防庁に統合することとしたものです。（独立行政法人としては廃止することとなります。）
- (3) したがって、今後、消防研究所の持つ基本的な任務及び機能は強化されるものであり、平成18年度から消防庁と一体となって活動を展開できるよう、組織・体制や業務のあり方について見直しを行うこととしています。

## 2 今後の予定

- 平成17年 独立行政法人として活動展開  
消防庁に統合するための法令改正を実施
- 平成18年 消防庁と統合・一体化

## 3 今回の見直しの経緯・背景

独立行政法人については、独立行政法人通則法第35条により中期目標期間終了時（通常5年）に業務継続の必要性、組織のあり方等について検討を行わなければならないこととされており、平成17年度に中期目標期間が終了する独立行政法人が多数（53法人）あることから、骨太方針2004（平成16年6月3日閣議決定）等に基づき、約半数（31法人）を16年中に前倒しして見直すこととされ、その一

つとして消防研究所を前倒しして見直すこととしました。  
この見直しに当たっては、平成15年8月に基本指針（平成15年8月1日閣議決定「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」）が示されており、その中で国家公務員型の独立行政法人については、非公務員型とした場合の問題点を具体的かつ明確に説明できない場合は非公務員型に移行することとされたほか、見直しの過程で、16年10月の独立行政法人の見直しに関する有識者会議において、消防研究所に関連する事項について、防災科学技術研究所と統合すべき、研究開発・教育関係の法人（消研を含む。）の非公務員化を進めるべきとの指摘（<http://www.gyokaku.go.jp/dokuritsu/index.html>参照）等がなされましたが、**1**で述べた考え方により、危機管理機能の強化等の観点から消防庁に統合することとしました。（「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」（平成16年12月24日政府行政改革推進本部決定）等）

## 4 最近の消防研究所の活動の主なもの（災害現場の初動・火災原因調査）

消防研究所は、消防防災政策に直結した研究など国における消防に関する調査研究を実施する機関ですが、一般の調査研究機関と異なり、緊急消防援助隊の活動と連携するなど、消防と一体となって活動を実施しており、近年、国の危機管理体制のなかでの役割がますます高まっています。

### 消防研究所の活動事例



苫小牧・出光タンク火災  
発災直後（H15.9.26）直ちに消防庁職員5名と現場到着、緊急消防援助隊とともに活動。



新潟県中越地震  
発災直後（H16.10.23）当日中に出勤体制。翌日朝にヘリで消防庁職員2名と現場到着。緊急消防援助隊とともに活動。



# 平成17年春季全国火災予防運動

## 予防課

### 1 はじめに

消防庁では、『火は消した？ いつも心に きいてみて』を統一標語として、平成17年3月1日(火)から3月7日(月)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、大気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施するものです。これを機に、日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって火災予防を推進しましょう。

今回の運動では、住宅火災による死者の低減を目的とした「消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進」、放火火災による被害の低減を目的とした「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」、林野周辺住民や入山者へ山火事予防意識の啓発を図る「林野火災予防対策の推進」、季節的、気候的な状況を踏まえた「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」の4点を重点目標として掲げて実施します。

これについては、特に、住宅火災による死者数は増加傾向にあり、平成15年中の住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者数（放火自殺者等239人を除く）は1,041人となり、昭和61年以来17年ぶりに死者数が1,000人を超えたことを受け、昨年、消防法の一部改正により、平成18年6月から住宅に住宅用火災警報器等の設置維持が義務付けられたことを踏まえ、これまでの取り組みを、より幅広く、かつ、積極的に進めることとしたものです。

また、平成9年以来7年連続で放火による火災が出火原因の1位となっていることに加え、昨年末より物品販売店舗における放火火災・連続放火火災が相次いでいることから、「放火火災防止対策戦略プラン」の活用等により、放火火災による被害の低減に向けた明確な目標を設定し、その防止対策をより一層積極的に推進することとしたものです。

春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、「車両火災予防運動」も併せて実施することにより、一層の効果が期待されます。

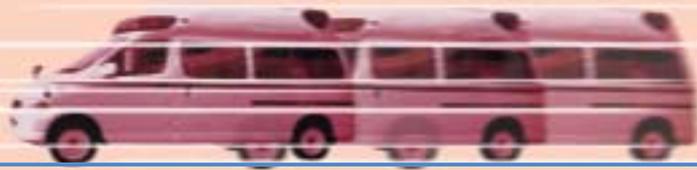
本運動期間中には、各地の消防機関で住宅防火診断、放火火災防止対策戦略プランの実施、防火講演会、防火・防災訓練など様々な行事を予定しておりますので、これらに積極的に参加し、火災による被害の防止に努めましょう。

### 2 重点目標

- (1) 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

### 3 推進項目

- (1) 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進
  - ・ 住宅用火災警報器等の普及促進
  - ・ 住宅用消火器等の住宅用防災機器等の普及促進
  - ・ 婦人防火クラブ等の自主防災組織と連携した広報・普及活動とモデル事業の推進
  - ・ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
  - ・ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
  - ・ 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
  - ・ 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
  - ・ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施
- (3) 林野火災予防対策の推進
  - ・ 林野周辺住民、入山者等の防火意識の醸成
  - ・ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
  - ・ 火入れに際しての手続き等の徹底



- ・ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
  - ・ 火災予防広報の実施
  - ・ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
  - ・ 火気取り扱いにおける注意の徹底
  - ・ 工事等における火気管理の徹底

- ・ 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- ・ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

このほか、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報や、放火火災防止対策のための戦略プランの活用を含め積極的に平成17年春季全国火災予防運動を行っていきます。

## 4 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
  - ・ 自主防災組織の整備充実
  - ・ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
  - ・ 防火管理体制の充実
  - ・ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
  - ・ 消防用設備等の設置の促進
  - ・ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
  - ・ 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル、量販店等に対する違反是正指導の推進
  - ・ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
  - ・ 新築・工事中の防火対象物の防火安全対策の徹底
- (3) 小規模雑居ビル、量販店等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底
  - ・ 地域の実情に即した広報の推進
  - ・ 被災時における注意点等、防災意識の高揚
- (4) 大規模産業施設の安全確保
  - ・ 当該施設の実態把握
  - ・ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
  - ・ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- (5) 電気火災予防対策の推進
  - ・ 電気配線の適切な維持管理
  - ・ 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進
  - ・ 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底
- (6) 消火器の適切な維持管理

### ~住宅防火 いのちを守る 7つのポイント~

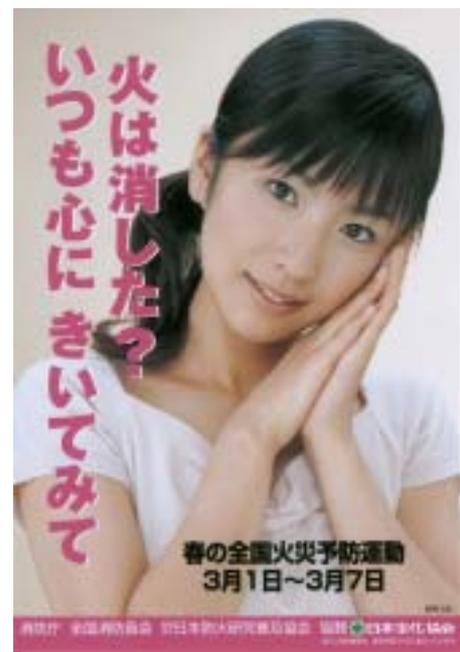
#### 3つの習慣・4つの対策

##### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



平成17年全国春季火災予防運動のポスター

# 第51回文化財防火デーの実施

## 予防課

文化財は、祖先が残してくれた貴重な国民的財産です。そして、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の火災原因は特に放火が多く、一旦火がつくと延焼拡大が極めて早いため、火災から守るためには、関係者だけでなく、その付近の皆さんとの連携・協力が必要です。今年も文化財防火デーの1月26日を中心として、全国各地で地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が実施されました。

平成17年1月20日(木)

訓練場所：護国寺(東京都文京区)

護国寺は、元禄10年(1697年)徳川綱吉によって造営されたものです。本堂内には、元禄文化の粋を集めた絵画等のほか、数多くの国宝や重要文化財が収蔵されています。

訓練は、護国寺自衛消防隊のほか周辺事業所の自衛消防隊や近隣住民が多数参加のもと、地域が一体となり行われました。

訓練には、蝶野 光消防庁審議官と辰野裕一文化庁文化財部長が参加しました。



護国寺本堂への一斉放水

(写真提供：東京消防庁)

平成17年1月26日(水)

訓練場所：大崎八幡宮(宮城県仙台市青葉区)

大崎八幡宮は、慶長12年(1607年)伊達政宗により造営されたもので、現存最古の権現造り建造物の本殿が国宝に指定されているほか、長床が重要文化財に指定されています。来年は御鎮座400年の記念の年を迎えます。

当日は小雪が舞う天候でしたが、周辺に住む方々が多数参加しバケツリレーによる消火訓練を行うなど、熱の入った実践的な訓練が行われました。

訓練には林 省吾消防庁長官と河合隼雄文化庁長官が参加しました。



駆けつけた近隣住民のバケツリレーによる消火訓練

(写真提供：仙台市消防局)

### 14大都市における訓練実施結果(主要なもののみ)

消防局	概要	日時	演習訓練等実施場所	参加人員		
				消防関係	その他	合計
札幌市消防局		1月26日	札幌時計台(重文)	40	10	50
仙台市消防局		1月26日	大崎八幡宮(国宝)	84	121	205
さいたま市消防局		1月21日	守光院(重文)	11	76	87
千葉市消防局		1月28日	旧川崎銀行千葉支店(指有)	3	80	83
東京消防庁		1月20日	護国寺(重文)	134	86	220
横浜市消防局		1月26日	総持寺(重文)	48	100	148
川崎市消防局		1月26日	薬師院(指歴)	42	5	47
名古屋市消防局		1月26日	熱田神宮(国宝)	25	76	101
京都市消防局		1月25日	醍醐寺(国宝)	100	600	700
大阪市消防局		1月26日	住吉大社(国宝)	56	30	86
神戸市消防局		1月24日	須磨寺(重文)	36	135	171
広島市消防局		1月22日	不動院(国宝)	48	164	212
北九州市消防局		1月26日	旧松本邸(重文)	53	375	428
福岡市消防局		1月26日	香椎宮(重文)	57	8	65

重文 = 重要文化財 指有 = 指定有形文化財 指歴 = 指定歴史記念物

# 2004年度日韓消防行政セミナーの開催

## 救急救助課

### 1 経緯

日韓消防行政セミナーは、2002年の「日韓国民交流年」、ワールドカップサッカー大会共同開催等を踏まえ、日韓両国の消防防災の継続的交流の起点として、開催しているものです。2002年度は日本において、2003年度は韓国において開催しており、2004年度においては、2005年1月に日本で開催しました。

### 2 セミナーの概要

日韓消防行政セミナーにおいては、両国の消防防災の取り組み（日本側：防災情報伝達、国民保護、救急活動推

進等、韓国側：大都市災害に対する危機管理対応、救急活動推進等）をそれぞれ紹介した後、2004年に日本で発生した大規模災害（新潟県・福井県における豪雨災害、台風第23号、新潟県中越地震等）に対する消防防災対応を説明し、意見交換等を行いました。

また、消防大学校及び独立行政法人消防研究所を視察したほか、静岡県において県庁内の災害対応施設及び静岡県地震防災施設を、神奈川県横浜市においてランドマークタワー内の耐震装置等を視察し、両国の消防防災関係者の間で積極的な意見交換が図られました。

2005年度においては、韓国で本セミナーを開催し、両国間の消防防災交流をさらに深めていくこととしております。



日韓消防行政セミナーの様相



静岡県視察風景



ランドマークタワー視察風景

# 平成17年度消防庁広報テーマ

総務課

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともにその被害を最小限に食い止めるため、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え行動することが強く望まれる。

一方、消防庁は、国民の安心・安全を確保するため、国の危機管理体制の強化、地域における消防防災力の向上を図る諸施策に取り組み、国民の防火・防災意識の高揚を図ることにより、消防防災体制を確立するため、積極的に広報活動を展開するものとする。

## 年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊については、全国812消防本部から2,821隊が登録、隊員数約35,000人の緊急対応体制が整備され、法制化後、新潟県中越地震をはじめ豪雨災害等に迅速に対応し、救助活動等に活躍したところである。 今後は基本計画に基づき、平成20年度までに概ね3,000隊規模とすることを目標に部隊の増強及び装備の充実等を図るとともに、緊急消防援助隊の活動をより効果的なものとするためには、その技術及び活動能力等の向上が不可欠なことから、今年度は静岡県で東海地震を想定した全国合同訓練を実施し、緊急消防援助隊がよりの確かつ迅速な出動及び活動が行える体制の確立を図る。 これらを踏まえ、緊急消防援助隊の仕組みと任務、さらにその充実強化について広く国民に広報する。
国民保護法制の普及啓発	平成16年度中に内閣官房が策定する国民の保護に関する基本指針及び消防庁が作成する国民保護モデル計画の内容を踏まえた普及・啓発を実施する。具体的には、全国各地地方ごとに都道府県・市町村職員が参加するブロック会議を開催し、説明するとともに、小冊子の作成・配布による広汎な普及・啓発を図る。
地震、風水害、火山災害に関する防災知識の普及啓発	地震、風水害、火山災害による被害を最小限に食い止めるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水発生時、土砂災害の発生危険時、高潮発生時、地震においては、津波発生時、津波警報・注意報発令時、警戒宣言等の発令時における対処方法などの早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及・啓発を図る。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、一方では、団員数の減少、サラリーマン化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。 このことから、消防団が火災等の災害から住民の生命、身体及び財産を守り、地域の消防・防災の中核的存在として活動していることを消防団メールマガジン等を活用して広報し、消防団の果たす役割の重要性を啓発するとともに、特に青年層・女性層に対して、ふるさとを災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員当面約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図ることを周知する。
住民等による自発的防災活動の推進	地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組む、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによるより効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手による様々な防災まちづくり活動への参加を呼びかける。 また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に、積極的に貢献するよう呼びかける。 さらに、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動は重要であり、その活動環境整備などの必要性について呼びかける。 これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。
地域における消防防災力の強化 - 地域安心安全ステーションの整備 -	地域の防災力の強化には、地域に存在する様々なコミュニティ等の活用が重要である。 また、国民の安心・安全な生活の実現のためには、消防や防災が連携のうえ、住民と手を結んで地域の力を結集した取り組みが必要である。そのためコミュニティの核となり、市町村・消防・警察が連携した安心安全パトロールの実施をはじめ、様々な地域の課題に取り組む拠点として、地域安全安心ステーションを提唱し、その実施、定着のための普及・啓発を図る。
新たな住宅防火対策の推進 - 住宅用火災警報器等設置の推進 -	住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約8割を占め、特に、65歳以上の高齢者がその過半を占めており、今後、高齢化の進展とともにさらに住宅火災による死者が増加するおそれがある。こうした状況を踏まえ、消防庁は、「新たな住宅防火対策の推進」として、平成16年に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける内容の消防法の改正を行った。今後は、住宅用火災警報器等についての広報・普及啓発活動が重要であり、国、地方公共団体、地域の防災組織、関係業界団体等と連携・協力し積極的な取組について広く国民に呼びかける。 また、住宅火災の被害の軽減を図るため、エプロン、寝具類、カーテン等に防災品を使用することの有効性についても住宅用火災警報器等とともに広報する。
放火火災予防対策の推進	放火による火災は、平成9年以降7年連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
小規模雑居ビル等の防火安全対策の推進	小規模雑居ビルの消防法令違反是正状況については、これまでの取り組みにより一定の成果が得られたものの未だ十分とはいえず、国民の安心・安全を確保する観点から、引き続き小規模雑居ビル等の防火安全対策の広報を行う。 また、平成15年10月から施行された「防火対象物定期点検報告制度」の実施状況が十分ではないことから、当該制度の周知・定着を図るため引き続き広報し、防火管理体制の一層の充実を図る。点検済証（新適マーク）の意義を広報する。
産業施設の防災対策の推進	平成15年に入り、わが国を代表する企業の危険物施設を含めた産業施設での火災事故等が続発し、大規模な被害をもたらした。このような一連の産業事故を受け、今後の産業事故防災体制の構築に向け消防庁が行っている事故防止のための各種対策について、広く国民に広報する。
救急救命士の処置範囲の拡大	心肺停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われている。除細動については、平成15年4月から医師の具体的な指示なしでの実施が可能となり、気管挿管については、平成16年7月から準備の整った地域から順次開始されている。また、薬剤投与についても、平成18年4月を目途に使用が認められている。 このような救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化について周知啓発を行い、国民の救急業務に対する理解と協力を得る。
住民に対する応急手当の普及啓発	救急隊の要請から現場に到着するまでの時間は、平成15年中の平均で6.3分である。その間、傷病者に対して現場に居合わせた一般住民による応急手当が確実に実施され、「救命の連鎖」がつながれば、救命効果の向上が図られる。また、平成16年7月からは非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用が認められた。このため住民自らが自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。

# 自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた 応急手当講習会の推進

救急救助課

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、これまで、医師、看護師及び救急救命士等の医療従事者に限り使用することが可能でした。しかし、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会」(厚生労働省)において、平成16年7月に報告書が取りまとめられ、AEDの使用条件等が示され、非医療従事者によるAEDの使用が認められました。

消防庁としても、救急救命士の国家資格を有しない救急隊員や一般消防職員がAEDを使用するために必要な講習内容を取りまとめるとともに、一般市民に対するAEDの普及啓発を推進するため「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要領」の一部改正を行いました。

平成17年1月20日には麻生太郎総務大臣、松本 純政務官、山本 保政務官に積極的なご参加をいただき「AEDの使用を含めた応急手当講習会」を開催しました。講師は東京消防庁の救急救命士にご協力をお願いし、基本的心肺蘇生法(人工呼吸、心臓マッサージ)、AEDの使用法等についての講習が行われました。

今後、消防機関を中心に各機関・事業者がAEDの使用を含めた応急手当の普及啓発を積極的に推進し、一般市民をはじめ各界各層を対象とした「AEDの使用を含めた応急手当講習会」が幅広く実施され、地域における「救急救命の輪」が広がって行くことが求められています。



人工呼吸を行う麻生太郎総務大臣



AEDの説明を受ける山本 保政務官



心臓マッサージを行う松本 純政務官

# 三宅島帰島始まる

## 防災課



三宅島帰島第1陣の村民を乗せた定期船  
(写真提供：東京都)

東京都三宅村が平成17年2月1日午後3時、4年5カ月ぶりに災害対策基本法に基づく避難指示を解除し、同日夜、帰島第1陣の村民を乗せた定期船が村に向けて出発しました。三宅島では依然、1日3,000トンあまりの火山ガスの噴出が続いており、今回の帰島に当たって「火山ガスとの共生」は避けて通れない問題です。

三宅島の火山活動は最近2年間大きな変化はなく、現状程度の火山ガスの放出が当分継続すると考えられているなかでは、通常の安全な生活レベルとまでは言い切れません。

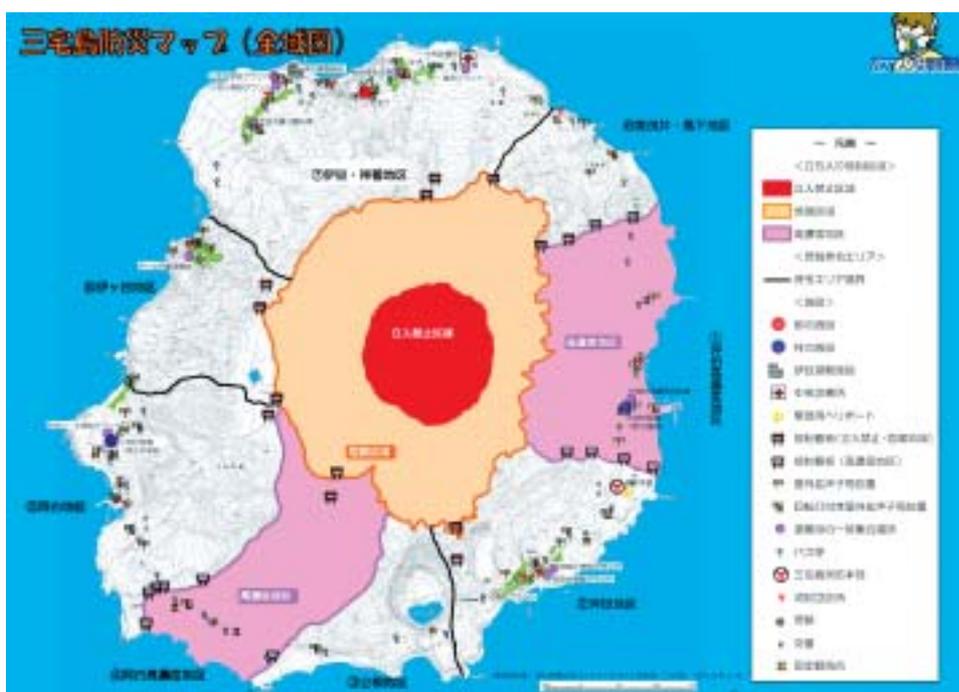
このことから三宅村では、避難指示解除に先立ち「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」を制定し、村民一人ひとりが火山ガスのリスクを十分認識して自らの安全を確保することが必要と決めました。

具体的には、二酸化硫黄濃度が安全な基準に達していないと認められる区域に立ち入り規制を設けるとともに、段階別に立入禁止区域、危険区域、高濃度地区として区分し、無許可でこれらの区域に立ち入り村長の退去指示に従わない者に対して、村は過料をとれることにしています。

また村民は安全上、常にガスマスクを携帯することとされており、特に呼吸器系疾患のある人、妊婦、新生児や乳児などいわゆる高感受性者においては、二酸化硫黄を含む火山ガスの影響を受けやすいことから、より安全な生活環境の確保が重要な課題となっています。

そのため消防庁としては、村が高感受性者を有する世帯に対して、火山ガスに含まれる二酸化硫黄を空気中から除去する小型脱硫装置を整備するに当たり、支援を行うこととし、所要の経費約1億円を平成16年度補正予算に盛り込んだところです。なお消防庁では、避難指示中に一時帰島するに際して、滞在を可能にするための活動火山対策避難施設「クリーンハウス」の整備を三宅村が行うに当たっても、平成14年度に7億円余りの支援を行っています。

避難生活が4年5カ月という長期にわたったことから、村民の方々の帰島に対する想いは相当強いものと想像されます。今回の避難指示解除に伴い、「火山ガスとの共生」という大きなテーマと、今後村民たちは向き合っていく必要がありますが、三宅村の本格的な復興に向けて、消防庁も引き続き安全確保のため、支援・協力を続けていきたいと考えています。



三宅島防災マップ

# 平成16年度住宅防火対策優良推進組織等表彰

## 防火安全室

消防庁では、さる2月2日(水)に、明治記念館(東京都港区)において平成16年度住宅防火対策優良推進組織等表彰式を行いました。

式典では、各受賞団体にそれぞれ表彰状及び記念品が授与され、林 省吾消防庁長官のあいさつの後、記念写真の撮影と意見交換会が行われました。

### 【住宅防火対策優良推進組織等表彰】

住宅防火対策優良推進組織等表彰は、住宅防火対策を積極的に推進し、その功績が顕著であった組織又は団体を消防庁長官が表彰することにより、住宅防火対策を促進し、もって住宅火災による死傷者の低減等に寄与することを目的に、平成6年度から実施しています。

### 【受賞団体】

平成16年度は、住宅用火災警報器の普及促進など、住宅防火対策に効果的な活動のあった次の4団体が、消防庁長官表彰を受賞されました。

釧路市家庭防災推進員連絡協議会 (北海道釧路市)

放火防止対策として、センサー付きライトの設置普及啓発などに取り組み、平成14年に放火及び放火の疑いによる火災が10件だったものが、平成15年には0件となったもの。

日の出町第三自治会 (東京都西多摩郡)

自治会から住宅用火災警報器を配布することにより住宅用火災警報器の普及促進に努め、自治会内の住宅への設置率が90%を超えたもの。

社団法人横浜市火災予防協会 (神奈川県横浜市)

協会において住宅用火災警報器に関するパンフレットやリーフレットを作成し普及促進に努め、ガス複合型を中心に横浜市内で約10万戸以上に普及を図ったもの。

多久和分館女性防火クラブ (島根県飯石郡)

地域の組織(消防団、公民館等)と連携し住宅用火災警報器の普及促進に努め、地域住宅への普及率が100%となったもの(130世帯)



住宅防火対策優良推進組織等表彰式の記念撮影

# 第9回防災まちづくり大賞表彰式

防災課

第9回防災まちづくり大賞表彰式が、さる2月2日(水) 明治記念館(東京都港区)において行われ、林 省吾消防庁長官から各受賞団体に表彰状及び副賞が授与されました。

防災まちづくり大賞は、地域のコミュニティ、事業者や地方公共団体等が行っている防災に関する様々な取り組みのうち、特に優れた事例を表彰しているものです。一般部門では今回は全国から167事例の応募があり、その中から総務大臣賞2事例、消防庁長官賞3事例、消防科学総合センター理事長賞6事例の計11事例が選ばれました。また、今年度からはホームページ部門を新たに創設し、優れた防災のコンテンツを有するホームページも表彰することとし、全国から12事例の応募がありました。その中で、総務大臣賞2事例、消防庁長官賞1事例が選ばれました。

昨年は、数多くの台風が上陸し、近年にない被災規模となったほか、7月の新潟・福島豪雨や福井豪雨による災害、震度7を記録した10月の新潟県中越地震など、日本各地において多くの大規模自然災害が発生しました。また、いつ発生してもおかしくないといわれている東海地震、今世紀前半での発生が懸念されている東南海・南海地震では、甚大な被害が多く都府県にわたり発生することが予想されています。

このような大規模な地震や豪雨による被害を最小限に食い止めるためには、迅速で的確な情報の伝達、高齢者等の援護、施設の耐震化等を含め地域における住民、企業、地方公共団体が緊密に連携して地域の防災力を高める取り組みを積極的に進めていくことが重要です。

防災まちづくり大賞は今年度で9回目となりますが、消防庁では、今後も表彰や研修、啓発資料の提供を通じ、こうした地域の草の根の防災活動を支援していきたいと考えています。

## 第9回防災まちづくり大賞受賞事例一覧

### (1) 一般部門

#### 総務大臣賞(2事例)

[団体名] ひらつか防災まちづくりの会(神奈川県平塚市)  
[事例名] ひらつか防災まちづくり・・・迫り来る大地震を地域とともに迎え撃つ

[団体名] 鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会(埼玉県坂戸市)  
[事例名] ~だれにも優しいまちづくり~緊急時要援護者支援システムの展開

#### 消防庁長官賞(3事例)

[団体名] 銀座震災対策委員会(東京都中央区)  
[事例名] 安全、安心を贈る街、災害に強い街づくり「銀座」

[団体名] 和歌山民間救援隊(和歌山県和歌山市)  
[事例名] 広域ボランティア団体

[団体名] 特定非営利活動法人新潟県災害救援機構(新潟県上越市)  
[事例名] 特定非営利活動法人新潟県災害救援機構が構築した防災情報通信システム

#### 消防科学総合センター理事長賞(6事例)

[団体名] 松島町(宮城県松島町)  
[事例名] 世代継続する地震に強いまちづくり

[団体名] NHK神戸放送局「震災メッセージ・プロジェクト」(兵庫県神戸市:自薦)  
[事例名] 震災メッセージ・プロジェクト

[団体名] 平塚保健福祉事務所継続看護連絡会(神奈川県平塚市:自薦)  
[事例名] 在宅療養者の防災対策

[団体名] 日吉学区防災安心まちづくり委員会(愛知県名古屋市)  
[事例名] 日吉学区防災プロジェクト“プロジェクトH”  
- みんなでやるみゃ~どえりゃ~安全で住みやすいまちづくり! -

[団体名] 横須賀(災害)ボランティアネットワーク(神奈川県横須賀市)  
[事例名] ともに学びあおう!わたしたちが住むまちの防災活動  
~町内会や自治会で防災活動に取り組んでみませんか?~

[団体名] 恵那市家具転倒防止実行委員会(岐阜県恵那市)  
[事例名] 恵那市家具転倒防止ボランティア作戦「みんなで助け合おう減災たいさく」

### (2) ホームページ部門

#### 総務大臣賞(2事例)

[団体名] 三重県(三重県津市)  
[事例名] 防災みえ.jp

[団体名] 静岡県地震防災センター(静岡県静岡市:自薦)  
[事例名] 静岡県地震防災センター

#### 消防庁長官賞(1事例)

[団体名] 池浦町自主防災会(愛知県安城市:自薦)  
[事例名] いけうら防災ねっと



表彰を受けるひらつか防災まちづくりの会



表彰式後の意見交換会であいさつを行う松本 純政務官

## 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の概要 防火安全室

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「規格省令」という。）が平成17年1月25日に公布され、平成18年6月1日から施行されることとなりました。また、あわせて、「台所等における住宅用火災警報器等の設置・維持の指導要領及び定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドライン」（平成17年1月25日消防安第17号。以下「技術ガイドライン等」という。）を定めました。

以下、規格省令及び技術ガイドライン等の概要について説明します。

### 1 規格省令の内容

規格省令は、消防法施行令第5条の6に基づき、住宅用防災警報器（いわゆる「住宅用火災警報器」をいう。）及び住宅用防災報知設備（いわゆる「住宅用自動火災報知設備」をいう。）に係る技術上の規格を定めるものでありますが、その内容は概ね次のとおりです。なお、法令により設置・維持を義務付ける住宅の部分については、住宅火災による死者数の低減を図るという観点から煙式のものに限っています。

#### (1) 住宅用防災警報器の構造及び機能に関する事項

火災警報や配線、充電部、感知部等について、住宅用防災警報器の備えるべき構造及び機能を定めたこと。（第3条関係）

#### (2) 住宅用防災警報器の附属装置に関する事項

住宅用防災警報器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。（第4条関係）

#### (3) 住宅用防災警報器の適合すべき試験に関する事項

住宅用防災警報器が適合すべき試験として、気流試験、外光試験、周囲温度試験等を定めたこと。（第5条関係）

#### (4) 住宅用防災警報器の感度に関する事項

イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感度を定めたこと。（第6条及び第7条関係）

#### (5) 住宅用防災警報器の表示に関する事項

住宅用防災警報器には、住宅用防災警報器という文字、交換期限（自動試験機能を有するものを除く。）住警器等規格省令に適合することを第三者が確認した

場合によっては、その旨及び当該第三者の名称等を見やすい箇所に消えないように表示することを定めたこと。（第8条関係）

#### (6) 住宅用防災報知設備の補助警報装置に関する事項

補助警報装置の火災警報の基準及び記載しなければならない表示内容について定めたこと。（第9条及び第10条関係）

#### (7) 基準の特例に関する事項

新たな技術開発に係る住宅用防災警報器及び補助警報装置並びに外国において製造された住宅用防災警報器について、規格省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合における技術上の規格の特例を定めたこと。（第11条関係）

### 2 「技術ガイドライン等」の内容

消防法施行令第5条の7第1項第1号により住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられた定める住宅の部分以外の部分（台所等）についても、住宅火災による被害をさらに軽減していくため、積極的に住宅用火災警報器等の設置を推進していく必要があります。このことから、「技術ガイドライン等」において、台所等における住宅用火災警報器等の設置等に関する指導要領を定めるとともに、煙式住宅用火災警報器等が適していない住宅の部分に設置する定温式住宅用火災警報器の技術ガイドラインについて定めております。

1の規格省令と2の技術ガイドライン等の関係は以下の図のとおりです。

#### 住宅用火災警報器の種類と設置場所の関係について

住宅の部分 住警器の種類 <sup>3</sup>	規格省令	技術ガイドライン等		
	令第5条の7第1項第1号に定める住宅の部分（寝室、階段等）	台所	煙等の滞留する住宅の部分（ガレージ等）	その他
煙式 （住宅用火災警報器）	1		×	2
熱式 （定温式住宅用火災警報器）				×

1 令第5条の7第1項第1号に定める住宅の部分については、設置場所、住警器の規格とも法令で義務づけられており、熱式、その他の機器の設置は禁止。  
2 一般的な見地からみて、住宅防火の観点等から不適当な住警器と設置場所の組み合わせを示すものである。  
3 住警器の種類は、当面、現在流通しているものに限ったが、今後の技術開発による新たな種類の住警器を認めないという主旨ではないものである。

## 平成16年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施

熊本市消防局

平成8年から実施されております緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、途中全国規模での訓練を交えながらも九州を一巡し、本年度は再度熊本県において実施されました。

以下、合同訓練開催に伴う関係事項について記載します。

- 1 実施日 平成16年10月6日(水)、7日(木)
- 2 実施場所 熊本市小島下町・小島橋下流白川河川敷
- 3 参加機関 緊急消防援助隊九州ブロックの登録部隊57消防(局)本部、広島市消防局、陸上自衛隊、熊本県警察本部、日本赤十字社熊本県支部、熊本市消防団

#### 4 実施内容

- 第一部 被災地消防本部訓練  
応援要請連絡訓練  
集結訓練、激励巡視式  
野営訓練、給食訓練、夜間研修会
- 第二部 総務省消防庁長官訓示式  
指揮・部隊運用訓練  
偵察・情報収集訓練  
不時想定訓練(座屈ビルからの救出訓練、橋梁崩壊による特異救急救助事故対策訓練、化学テロ対応訓練、倒壊家屋からの救出訓練、土砂埋没家屋・車両救出訓練、中高層建物消火訓練、遠距離送水・空中消火訓練)  
閉会式

#### 5 主な訓練項目の具体的内容

##### (1) 被災地消防本部訓練

訓練被災地である熊本市において、震度規模マグニチュード6.3の直下型地震が発生したとの想定で、消防職員の非常招集訓練が開始され、消防局、消防署間においては地震関係の情報収集、伝達訓練が行われるとともに、各署では地震対策の訓練、研修会が併行して実施されました。

##### (2) 集結訓練



熊本市緊急消防援助隊支援本部(写真提供:熊本市消防局)

緊急隊運用要綱第5章の規定に基づき、受援計画の立案のほか、部隊の集結、訓練現場到着の迅速化を図るため消防職員による道路案内に加えて、熊本市消防団(団積載車22台)の協力により高速道路インター付近や港周辺において待機し、訓練現場まで道案内として先導車を配車した。

##### (3) 指揮・部隊運用訓練

今般の合同訓練において、特に前例になかったのが調整本部と指揮支援本部を各々設置したことであり、まず被災地の市長から各防災関係機関への活動指示書並びに応援要請書が伝達され、その活動指示に従い緊急消防援助隊指揮支援部隊長は緊急消防援助隊の各県隊長、航空隊長へ具体的活動指示がなされるという2段階方式を採用したことです。

##### (4) 合同訓練における救急統括本部・航空統括本部の設置について

本合同訓練については、訓練本部内に設置された救急統括本部において九州8県参加救急隊24隊すべてを訓練時の出場及び活動を統括しました。

##### (5) 終わりに

この度の訓練に際し、消防庁、広島県、全国消防長会九州支部、九州各消防本部の皆様のご指導、ご支援により成功裡のうちに終了しましたことに深く感謝申し上げます、お礼とさせていただきます。

(熊本市消防局 消防課 課長補佐 橋本 孝)



# 平成16年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練の実施

徳島市消防局

平成16年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練が、徳島県板野郡板野町において開催されました。

- 1 **開催日** 平成16年10月13日(水)・14日(木)
- 2 **実施場所** 徳島県板野郡板野町那東  
徳島県立あすたむらんど(野営訓練会場)  
徳島県板野郡板野町犬伏  
大塚製薬株式会社所有地(合同訓練会場)
- 3 **参加機関** 中国・四国ブロック緊急消防援助隊登録  
52消防(局)本部、山口県消防防災航空  
隊、香川県防災航空隊、愛媛県消防防  
災航空隊、徳島県消防防災航空隊、板  
野郡医師会、独立行政法人国立病院機  
構東徳島病院附属看護学校  
合 計：車両79台、ヘリコプター5機、  
参加人員356人

## 4 実施内容

第一日目 情報連絡訓練、集結訓練、事前訓練、野営訓練、激励巡視、夜間訓練

第二日目 先遣隊活動訓練・災害情報収集訓練・緊急消防援助隊調整本部設置訓練・指揮支援本部設置訓練・ヘリTV情報収集訓練、合同訓練(高層建築物救出訓練、トンネル内衝突事故対応訓練、多重衝突による集団救急対応訓練、危険物火災対応訓練、BCテロ災害対応訓練、木造倒壊建物救出訓練、座屈ビル対応訓練、大規模火災防ぎょ訓練)

## 5 主な訓練項目の具体的内容

### (1) 情報連絡訓練

南海トラフにおいて、マグニチュード8.6の海溝型地震が発生し、徳島県北部で震度6弱を観測し、甚大な被害が発生した想定で、被災地の被害状況、必要資機材等の情報収集を行い、徳島県知事への緊急消防援助隊の出動の求めを行うとともに徳島県広域消防相互応援協定に基づき徳島県内の各消防本部の応援を求めた。

### (2) 集結訓練

近年における高速道路網の整備により、中国・四



中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の様相(写真提供：徳島市消防局)

国ブロックとしては最も東端に位置する徳島県板野町に、最も西端の山口県緊急消防援助隊は500kmを隊列を組み走破、各県全隊が予定受付時間内に派遣部隊の集結を完了しました。

### (3) 夜間訓練

野営準備、給食訓練及び激励巡視後、夜間訓練を行った。中国県隊は夜間崩落土砂により埋没した車内に閉じ込められている要救助者の救出救護訓練の実施、四国県隊は地震により一部崩落した高層建築物からの要救助者の救出救護・消火訓練を実施する。

### (4) 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練を振り返り

平成15年11月14日に合同訓練実行委員会作業部会を立ち上げ、徳島県下12消防本部から選抜された21人が、各関係機関との調整及び各県隊長等との連絡調整等々無数の事務をこなしていきました。その作業の間には、台風第10・16・18号と連続して四国に襲来、さらに、合同訓練直前には台風第22号が四国沖を通過する等、台風に翻弄された合同訓練でありましたが、幸いにも徳島県域及び訓練施設関係には大した被害もなく、訓練当日になると雲ひとつない穏やかな日本晴れの訓練日和となり、滞りなく訓練を終えることができました。

このたびの訓練に際しまして、総務省消防庁、中国・四国各県、全国消防長会中国支部、四国支部並びに参加各消防本部の皆様方の御支援、御協力により成功裏に終了しましたことに深く感謝申し上げます。

(徳島市消防局 警防課 警防係長 吉田 政市)



FUKUSHIMA



福島県 会津若松地方広域  
市町村圏整備組合  
消防長 齋藤 精一

- 人・自然・歴史の交流地 あいづ -

福島県西部の会津地方中央部を管轄する会津若松地方広域市町村圏整備組合は、東部に日本第4位の面積を誇り日本一の水質を保つ猪苗代湖、日本百名山の一つであり、古くから唄われている磐梯山。西部には変化に富んだ只見川と豊かな自然に囲まれ、会津若松市を拠点都市として1市9町3村で構成されています。管内人口は約21万人、面積は福島県の総面積の約14%を占め、大阪府、香川県と並ぶ1,992.31km<sup>2</sup>を有しています。



磐梯山と猪苗代湖（風物詩 しぶき氷）

福島県会津地方は、戊辰戦争の激戦地であり、白虎隊で有名な鶴ヶ城を有し、新選組ゆかりの地でもある会津若松市、新千円札でお馴染みの野口英世生誕の地・猪苗代町、赤べこ発祥の地であり奇祭「七日堂裸まいり」で有名な柳津町、本州唯一の「からむし」生産地として縄文の昔から受け継がれてきた「からむし織り」を伝承している昭和村など、歴史と伝統文化に恵まれ、四季を通して自然とふれあえるリゾート地としても東北有数の観光地です。



七日堂裸まいり（柳津町福満虚空蔵尊）



鶴ヶ城

当消防本部は、昭和24年会津若松市消防本部として発足、昭和47年4月1日に会津若松市を中心とした近隣8町5村で広域圏が構成され、現在は1本部4署1分署7出張所、消防職員274人で消防業務に取り組んでいます。

複雑多様化する消防需要の中で、地域住民の期待はますます増大しています。当管轄区域は農山村地域で高齢化の高い町村を抱え、近年、救急需要の増加に伴い、会津地区救命救急センターの協力で会津方式といわれるドクターカーと救急隊との連携搬送を行っているほか、会津地域（27市町村）にある2消防本部と連携した救急懇話会や、各医療機関の協力による事後検証部会を毎月開催しています。

また、救急隊員はもちろんのこと、救急医療関係者の意識の高揚、資質の向上を目的とした教養の一環として、昭和62年より毎年、日本医科大学より講師の先生を招いて救命救急講演会を開催しています。平成8年から今年度にかけては、我が国救急医療の第一人者であります日本医科大学救急医学科主任教授の山本保博先生にご講演をいただくとともに、地域医療の発展と充実に、ご指導、ご尽力いただいています。



平成16年度救命救急講演会の様子

おわりに、当消防本部は、最大の魅力、財産である自然と歴史の教訓をいかし、会津地方の中核都市として「ならぬことはならぬ」の精神のもと、地域防災体制の充実、地域に密着した消防体制の強化を図り、職員一丸となって邁進していきたいと考えています。

### 防火豆まきで幼・保育園を訪問

#### 北見地区消防組合消防本部

北見地区消防組合消防本部は2月2日と3日の両日、節分の日に合わせ、市内の幼稚園、保育園の3園を訪問し、火災予防を呼びかける「防火豆まき」を実施しました。赤鬼と青鬼に扮した消防職員が「火遊びは怖いぞ!」と言いながら登場すると、最初は怖がって泣いていた園児たちも、歓声をあげながら火遊びする悪い鬼を退治し、最後はみんなで大きな声で「火遊びはぜったいにしません」と誓ってくれました。この行事を通して、幼児期の子供たちへの防火思想の普及啓蒙を図ることができました。



豆で赤鬼を退治する園児たち

### NBC災害対応訓練を実施

#### 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部

朝霞地区一部事務組合は1月9日、消防出初め式の会場においてNBC災害対応訓練を実施しました。訓練は埼玉県防災航空隊と志木消防署が合同で実施し、総勢30名が参加しました。当日は、「走行中の車内より異臭が発生し、負傷者が3名いる」との想定で、エアートント及び除染室の設営、危険(準危険)区域の設定、災害実態の把握(要救助者の有無、毒・劇物の品名等)、傷病者の医療機関への搬送等の一連の訓練を行い、救助技術及び安全確実、迅速な救助活動の向上を図りました。



化学防護服・防毒マスクを着用しての訓練の様様

## 消防通信 望楼 ぼうろう

### 応急手当カレンダーを作成

#### 松本広域消防局

松本広域消防局山形消防署は、応急手当の普及啓蒙の一環として2005年応急手当カレンダー(100部)を作成しました。月ごとに、心臓マッサージや人工呼吸といった応急手当の手順を写真付きで分かりやすく紹介しています。カレンダーならば、目にする機会も多く覚えやすいのでは、との署員の提案から生まれまもので、作成後、管内の福祉施設や希望者に配布したところ、予想以上の反響があったため、今後は止血法や子供向けの応急手当など様々なパターンを作成し、提供していきたいと考えています。



2005年応急手当カレンダー

### 法隆寺で合同防火訓練を実施

#### 西和消防組合消防本部

西和消防組合消防本部は1月26日、ユネスコの世界遺産に登録されている「法隆寺」で合同防火訓練を実施しました。この日は法隆寺の関係者をはじめ、西和消防署員20名、法隆寺自衛消防団20名、斑鳩町消防団60名が参加し、金堂壁画焼損自粛法要のあとに、収蔵庫へのドレンチャー放水、「鏡池」への合同放水訓練を実施しました。訓練終了後、古谷正覚法隆寺執事長から「先人の築いた文化を後世に引き継ぐ為に、これからも力を合わせて文化財を守っていきましょう。」との謝辞がありました。



鏡池への合同一斉放水訓練の様子

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

## 防火対象物の定期点検報告を してください！

防火安全室

### 1 制度の目的

平成13年9月に新宿区歌舞伎町で発生したビル火災は、44人も死者を出す大惨事となりましたが、小規模なビルにもかかわらず大きな被害が発生した主な要因の一つとして、消防法令等が遵守されていないことがあげられています。

防火対象物の火災予防上の安全は、何よりも防火対象物の管理について権原を有する人自身が責任をもって消防法令を遵守して防火管理を適切に行うことにより確保する必要があります。このため、予防に関する専門的知識を有する者の定期的な点検を管理について権原を有する人に義務づけることにより、消防法令による基準に適合することを確保し、防火安全を図ることを目的として本制度が創設されました。

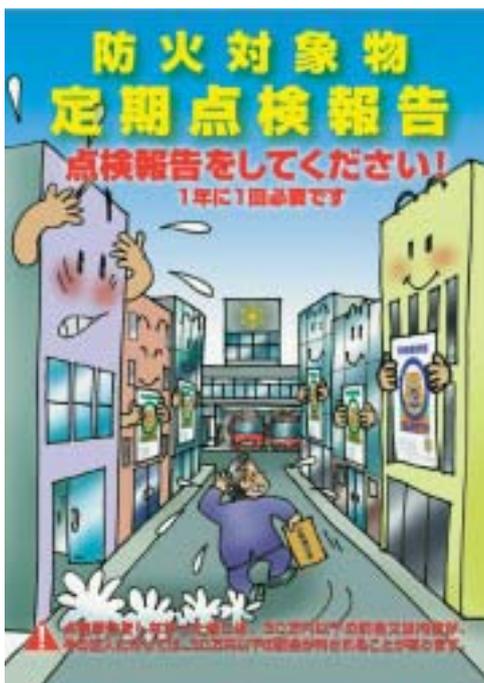
### 2 制度の概要

多数の人が出入り等する一定の防火対象物について、所有者、賃借人等のうち、**管理について権原を有する人は、1年に1回、防火対象物点検資格者に点検をさせ、その結果を消防機関に報告しなければなりません。**

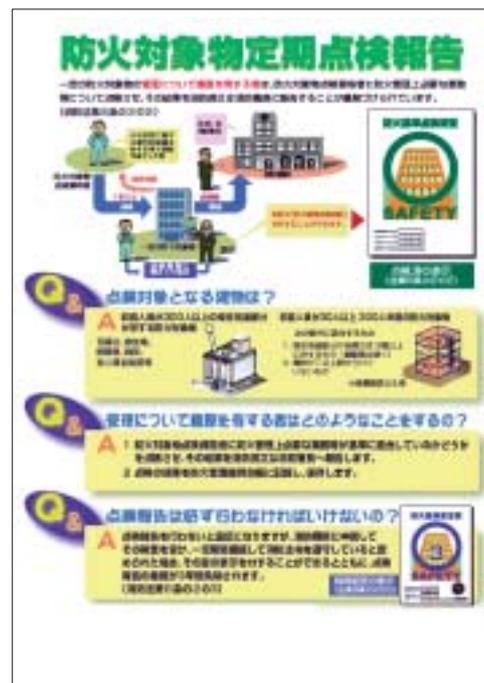
また、点検結果が優良な防火対象物については、その旨の表示により、建物の利用者等に点検基準に適合していることを情報提供することができます。

### 3 リーフレットの配布

定期点検報告制度が創設されて1年が経過しましたが、さらに多くの防火対象物で点検報告が実施されるための周知徹底に活用されるよう、次のようなリーフレットを配布しています。



リーフレット表



リーフレット裏

# 平成17年4月から防火管理再講習が はじまります !!

## 防火安全室



### 1 どうして再講習が必要なの？

近年、防火対象物の使用形態はますます複雑化し、これに伴い、新たな災害発生の危険性が生じています。また、新たな技術や機器の開発等に対応するために、消防法は随時改正されています。

防火管理者は、このような新しい形態の災害の状況等や最新の消防法令の内容を十分に熟知した上でなければその業務を適正に行うことが困難です。

このことから、特に高度な防火管理が必要とされる規模の大きな防火対象物の防火管理者については、5年に1度再講習を受講することが義務付けられました。



### 2 誰が対象なの？

収容人員が300人以上であるホテルや百貨店等の特定防火対象物の防火管理者が対象となります。

講習は5年に1度受講する必要がありますので、選任された日の4年前までに防火管理講習を受講している人（防火管理講習を受講して4年を超える人）は、防火管理者に選任された日から1年以内に、それ以外の人（防火管理講習を受講して4年以内の人）は、最後に防火管理講習を受講した日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講する必要があります。



### 3 講習の内容は？

甲種防火管理再講習では、

防火管理者として法的に求められる責務を的確に果たすために必要な事項

おおむね過去5年間に改正された防火管理に関する消防法令等の概要及び当該改正事項と防火管理との関係

最近の火災事例に基づく、防火管理業務の基本的事項（出火防止、防災設備の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等）の重要性

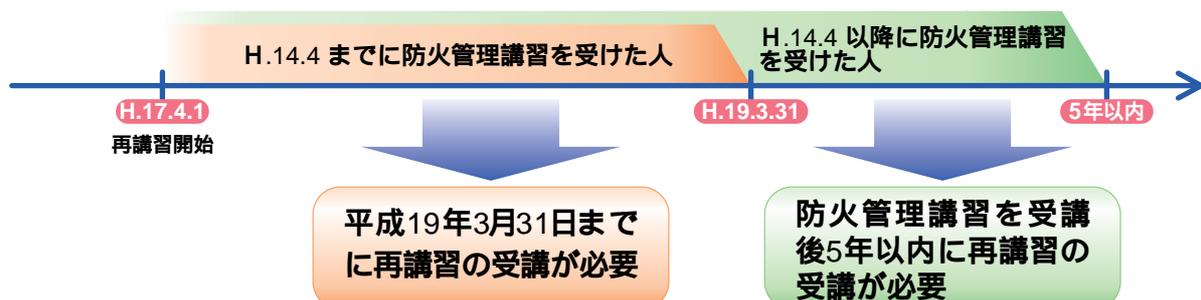
について、おおむね3時間の講習が実施されることとされています。



### 4 いつまでに受講すれば良いの？

ホテルや百貨店等の特定防火対象物の防火管理者に選任されている人が、平成14年4月1日までに甲種防火管理講習を修了している場合は、平成19年3月31日までに甲種防火管理再講習を受講する必要があります。該当する防火管理者（甲種防火管理講習を受講後、5年以上経過している防火管理者）が多数存することから、講習については平成17年4月から実施されますので、早めに受講しましょう。

詳しくは、お近くの消防機関にお問い合わせください。



## 独立行政法人消防研究所一般公開

### 消防研究所

独立行政法人消防研究所では、平成17年度科学技術週間（4月18日(月)～24日(日)）における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

#### 1 概要

消防研究所において行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真・パネルの展示、ビデオ放映等により紹介します。

#### 2 日時

平成17年4月22日(金) 10:00～16:00

#### 3 場所

〒181 - 8633

東京都三鷹市中原三丁目14番1号

独立行政法人消防研究所

#### 4 主な公開予定項目

タイトル	形態
リアルタイム地震防災情報システムの紹介	実演
廃棄物の貯蔵・取扱における火災安全に関する研究	展示
長周期地震動と石油タンクの被害に関する研究	展示及び実演
仮想現実災害体験シミュレーター装置の紹介	実演
林野火災発生危険度予測システムに関する研究	展示
生ごみ処理機の爆発火災の原因調査の紹介	展示
防火水槽の経年変化に関する研究	展示
全面タンク火災に有効な泡消火剤と泡放射砲に関する研究	展示
深層地下駅舎における火災時の煙流動性状に関する研究	展示
火災は増えているのか、減っているのか？	展示
原子力施設災害における救助活動支援ロボットに関する研究	展示
研究開発用クローラ移動機構の開発	展示及び実演
災害弱者の火災時避難安全のための警報・通報手法の開発	展示及び実演
救急業務シミュレーションの紹介	展示
救急隊員の教育に関する展示	展示及び実演
消防研究所の火災原因調査業務の紹介	展示
情報公開コーナー	展示



#### 5 対象

一般（入場無料）

#### 6 交通アクセス

JR中央線・京王井の頭線吉祥寺駅南口バス停6番乗り場から、深大寺、調布駅北口または野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間約20分。

JR中央線三鷹駅南口バス停2番乗り場から野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間約20分。

京王線仙川駅北口バス停から吉祥寺行きまたは三鷹行き、アジアアフリカ語学院前・団地西口下車、徒歩7分。所要時間約20分。

#### 7 問い合わせ先

独立行政法人消防研究所研究企画部

電話：0422 - 44 - 8331(内線137,164,131)

# 1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第 1号	平成17年1月 5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	都市ガス・液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況調査について
消防危第10号	平成17年1月12日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	都道府県及び指定都市危険物規制事務担当者会議について
消防危第13号	平成17年1月14日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	平成15年火災報告における危険性物質に係る調査について
消防危第14号	平成17年1月14日	各都道府県知事・各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について
消防消第13号	平成17年1月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防団メールマガジン・ホームページ普及促進パンフレットについて
消防消第10号 消防七発第17号	平成17年1月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長 財団法人消防科学総合センター理事長	消防団啓発ポスターについて
消防予第 5号 消防安第 7号	平成17年1月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	量販店等における当面对応すべき防火安全対策の強化について
消防危第15号	平成17年1月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について
消防安第16号	平成17年1月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の公布について
消防安第17号	平成17年1月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	台所等における住警器等の設置・維持の指導要領及び定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて
消防消第18号	平成17年1月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防課長	消防団員の活動環境の整備について
消防消第23号	平成17年1月28日	各都道府県知事	消防庁長官	平成16年度全国消防団員意見会の発表者及び消防団地域活動表彰の受賞団体の決定について
消防予第18号	平成17年1月28日	各都道府県知事	消防庁長官	平成17年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第21号	平成17年1月28日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成17年春季全国火災予防運動実施要綱の取り扱いについて
消防予第22号	平成17年1月28日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	放火火災防止対策検討会の報告書の送付及び放火火災防止に向けた取組みの積極的な推進について

## 広報テーマ

3 月		4 月	
少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	防災課	防火対象物の定期点検報告をしてください！ 平成17年4月から防火管理再講習がはじまります！！	防火安全室 防火安全室

## 編集発行 / 消防庁総務課

**住 所** 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927 )  
**電 話** 03 - 5253 - 5111  
**ホームページ** <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社